

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正について
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.24)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

標記のとおり、4月7日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部改正され、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者のうち、「社会の安定の維持」に不可欠なサービスとして【ビルメンテナンス】が明確に位置付けられましたので、お知らせいたします。

本指針では「社会の安定の維持」に不可欠なサービスとして、ビルメンテナンスのほか金融機関（銀行等）、公共交通機関（航空、鉄道等）、国防、公共工事、行政サービス（警察、消防等）などが記載されております。すなわち、これらと同等の期待がビルメンテナンスに寄せられているところです。

会員の皆さまにおかれましても、「三つの密」を避けるための取組を講じつつの労務面、経営面ともにたいへん厳しい状況にあることとは存じますが、社会からの期待に応えることこそ、私たちビルメンテナンスの本懐であります。社会に対する存在感・地位のいっそうの向上を含め、ご協力方なにとぞよろしくお願い申し上げます。

なお、全国協会においても会員がこの苦境を乗り切る一助なるよう、各方面への要望・折衝や、会員限定の情報提供およびサービスの充実を図っております。詳しくは全国協会の「会員専用ウェブサイト」をご確認いただければ幸いです。

敬具

記

【添付資料】

・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 ほか

【全国ビルメンテナンス協会 会員専用ウェブサイト】

・ <https://www.j-bma.or.jp/members>

以上

……………【本件に関する問い合わせ先】……………

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 芦野
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 asino@j-bma.or.jp